

UNION NEWS

NO.050

2025.03.17

中央大学教員組合

中央大学職員組合

附属中高教員組合

杉並高校教員組合

横浜中高教員組合

第2回教職員年金団交

- ◇ 理事会は、組合の激変緩和要求に応じ、次回団交までに教職員掛金負担の軽減(法人負担分の増資)を検討する旨を約しました。
- ◇ 次回団交は、3月18日です。理事会回答に御注目ください。

中央大学教員組合、職員組合、附属中学校高等学校教員組合、杉並高校教員組合、横浜中学校高等学校教員組合の5組合(以下、組合と言う。)は、2025年3月4日18時から学校法人中央大学の理事会と教職員年金について第2回目の団体交渉を行いました。

なお、組合では、組合推薦の年金制度運営委員を講師とする学習会を大学教組が主催して開催し、大学教組においては、さらに当該年金財政の監査にあたる組合推薦の年金制度検査委員を講師とする学習会も開催し、教職員年金制度と年金財政について理解を深めた上で、この団交に臨んでいます。

以下、詳報です。

2024年11月26日付「中央大学教職員年金制度の現状と対応について(提案)」に対する組合回答

組合は、2024年11月26日付提案に対して、1月末日を期日として返答するよう理事会から求められていたため、1月31日付で次のとおり書面回答を理事会に示しました。

2024年11月26日付提案文書・付属資料に示された年金財政悪化への対応の必要性は認めます。しかし、2025年1月21日開催の団体交渉における補足説明・質疑応答を踏まえても、提案内容を直ちに応諾することはできません。

掛金負担のあり方を主たる論点として、引き続き団体交渉を求めます。

組合は、年金制度運営委員会において検討されたのち、理事会から提案された対応策、すなわち、①予定利率を引き下げること、そのために②保険料率を全体で17/1000引き上げ、かつまた③特別勘定を導入することに異議を唱えるものではありません。しかし、引き上げられる追加的保険料の教職員負担の

あり方については、変更を求めるものです。

こうした議論は、本制度発足以来、一貫して組合が求めてきた保険料掛金負担割合の軽減と年金財政の健全化に合致します。また、年金制度運営委員会による財政検証ののち、さらに組合と法人とで話し合い、労働協約に基づいて制度運用してきたという歴史的な経緯にも即したものです。

なお、組合は、今回の団交に臨む前に、理事会に次の2点について確認しました。

第一に、理事会が提案書類の中で示した年金財政シミュレーションは、2024年8月に作成されたものであること。

第二に、直近の金融情勢を踏まえた年金財政の再シミュレーションは、直ちには必要ないと、理事会は認識していること。

一時金給付率表(別表第4)の改定について

さて、組合は、1月21日に行った第1回年金団交ののちに、ある問題を発見しました。理事会が提案する保険料(99/1000)を現行の掛金負担割合(教職員43.4%:法人56.6%)に基づいて教職員が保険料を納め、10年未満で退職して教職員年金を一時金として受給した場合、本人掛金分を下回る給付しか受けられないケースがあったのです。そこで、組合が事務折衝において当該問題を指摘のうえ、理事会に検証と対策を求めたところ、一時金給付率表(別表第4)の一部改定という対策案が今回の団交で理事会から示されました。

一時金給付率表(別表第4)

加入年数	給付率	
	現行	提案
1	0.510	0.520
2	1.030	1.040

上記提案は、2024年11月26日付理事会提案を前提とするものであり、かつまた資料として示されている財政見通しにも影響が生じないものであるとの説明が理事会からあったため、組合は、本日の交渉を踏まえて本提案の諾否を応答するものとし、掛金負担のあり方;教職員負担の軽減に論点を移しました。

教職員掛金負担の軽減について

掛金負担割合は、前提条件？

本論点を議論するにあたり、組合は、1月31日付組合回答を受けたのちの理事会側の検討状況等を尋ねました。これに対して理事会は、前回の団交と同様、前提であるとの認識を示すに留まりました。

財政が危機的な状況にあつて制度そのものをいったん延命することが今回の提案趣旨であり、(現行の)掛金負担割合は、その前提である。つまり、掛金負担割合を変えるには至らない。

理事会が延命という言葉を用いたため、組合は、その真意を尋ねました。すると、理事会は、次のように現行制度の評価に言及しました。

本学のように事業主(法人)と個人(教職員)が相互に掛金を拠出する私的年金制度(「新企業型年金(税制非適格型)」)が世の中の的にも珍しい制度になってきているということもある。

しかし、今回の年金制度運営委員会の結論と、理事会から示された提案は、そこにメスを入れるものではありません。理事会も、「ここで議論する話ではない」として、次のように認識を示しました。

3年間の様子を見て、3年後にもう一度評価して、これ続けるのかどうか、続けるためにはどうしたら良いか、3年後の議論のテーマになろう。

ところで、この度の理事会提案の趣旨は、年金財政の悪化に歯止めをかけることにあります。そのため手段として、予定利率を0.5%引き下げ、その分、保険料率(掛金)を82/1000から99/1000に引き上げ、かつまた、運用益を上げるために特別勘定を導入します。

組合も、これらの点について反対はしていません。なぜなら、予定利率や保険料を据え置き、かつまた、一般勘定で運用し続けると、今後、過去勤務債務が著しく増大し、自己資産率が低下するとの見通しが示されているからです。しかし、標準給与月額53万円の教職員に月額約4,000円、年額約5万円の追加負担を求める内容には、唐突感と負担感を覚えます。そこで、組合は、理事会に対して、教職員掛金負担の軽減を求めるとともに、なぜ理事会が教職員の掛金負担を軽減できないのか、その理由・根拠の提示を求めました。この点に関する理事会の主張は、概ね次のとおりです。

制度を維持するということは、掛金を増やさざ

るを得ない。

これまでの負担割合で計算したものが(11月26日付の)提案である。

このように理事会は、まったく根拠を示しませんでした。

そこで、組合は、質問を変えました。掛金の負担割合は、制度創設以来、労使で話し合つて決めてきたものであり、前提条件ではなかろう、と。すると、理事会は、次のように主張しました。

労使双方で話し合つて決めるということについては、そのとおり。しかし、財政が傷んでいて延命するなかで積極的に負担割合を変える理由はない。

敢えて言えば、(負担割合を変える理由が)「ない」のが理由になろう。

実は、検討すらされていなかった

では、教職員の負担が増すことについて、理事会は、どのように考えているのでしょうか。組合が尋ねると、理事会は概ね次のとおり発言しました。

制度を延命し、維持しなければならないという中では、やむを得ない。法人側も相応を負担する。一方的に教職員にだけ負担増を求めるものではない。

(労使)双方負担増になるのは、今回の議論の前提である。応分負担をお願いするしかない。

組合は、さらに質問を変えて、次のように理事会に尋ねました。理事会において、負担割合は、どのように検討されたのか、と。これに対する理事会の返答は、実に明確でした。

負担割合の変更について議論はしなかった。

そして、理事会は、次のように続けました。

負担割合の変更は議論しなかったが、教職員に一定の負担を求めるとともに運用方法を変更するという掛け合わせの中で(年金制度運営)委員会で決まってきたものと理解している。

運営委員会が努力して検討してきたものを是非尊重していただきたい。

繰り返しになりますが、組合は、年金制度運営委員会が制度維持を目的する方策(予定利率の引き下げ

と、これに対応するための保険料率の引き上げ・運用益を増やすための特別勘定の導入）に異を唱えているわけではありません。多くの組合員に月額 4,000 円の追加的負担を求める理事会提案に対して、理事会に変更を求めているのです。そこで、組合は、次のように視点を変えて理事会に尋ねました。

大学独自の教職員年金制度は、理事会も認めているように、福利厚生制度の一環です。福利厚生制度は、教職員の勤労意欲や貢献度を高める重要な人事政策です。この観点に立った時、制度維持が目的とは言え、物価が上昇し続けているのに本俸給与表は据え置かれ続けている現況において、教職員の負担を増やし、手取りを減らすという経営判断は、果たして良策と言えるのでしょうか、と。

これに対して、理事会は、次のように主張しました。

目先の掛金は増えるが、いずれ皆、年金給付を受けていくことになる。

維持を最優先に考えた中で、やむを得ず掛金が増える。増額分を半々でという話ではない。

このように、ここでも説得的な説明を理事会から得ることはできませんでした。

財源と試算の有無

組合がさらに説明を求めたところ、理事会は次のような見解を示しました。

春闘をはじめ、一貫して申し上げていることだが、全体の財政収支の中で考えざるを得ない。

教職員には、同規模他私大に比して一定の賃金水準を維持している。

物価上昇が続く中、最優先で手当すべきは学生・生徒へのサービスであり、人件費総額を膨らませることはできない。

今回の提案により、法人側も年額 6,000 万円を追加して負担する。それを超えてさらに負担するという議論にはいたっていない。

ただし、大学にお金がないというわけではない。いろんな意味でのお金はある。

（追加的保険料の全額を法人が負担する場合に必要となる）4,000 万円がないわけではないが、このお金は、教職員の掛金負担軽減のために優先的に使うお金ではない。

しかし、次の発言に見られるように、幾らの資金を投じて教職員の掛金負担を軽減したら、何がどうなるかという試算が理事会にあるわけではありませんでした。

財政収支は全体で見るものゆえ、掛金負担が幾らになったら教育研究のための費用がなくなるという話ではない。

全体で終始バランスを取っていく中で、給与水準は、一定程度、保っているの、そこをわずかでも増額するのではなく、教育研究活動に優先すべきであろうと申し上げているが、個別の対応関係はない。

それでも、理事会は、次のように言うのです。

教職員の可処分所得は確かに減っているが、我慢していただきたい、協力していただきたい。

このような説明で、誰が負担増もやむを得ないと納得するのでしょうか。

制度運営の責任

組合は、さらに質問を変えて理事会に説明を求めました。年金財政の悪化（給付＝掛金収入＋運用収入という収支相等の原則からの乖離）に、理事会がもっと早く気づくことができたのではなかろうか、その責任に鑑みて、法人側により多くの掛金を負っていただけないか、と。

これに対して理事会は、次のように応答しました。

理事会は、全てに責任を負う。労使半々で構成する年金制度運営委員会による結論を尊重してきたのも、責任の重さゆえであろう。

負担割合も半々ではなく、法人側が多くなっていることも御理解いただきたい。

理事会も認めるように、理事は、経営に関する健全性を常に監視する義務を法的に負っています。年金制度運営委員会の委員長は、そうした義務を負う理事が、理事長に委嘱されて就き、委員会を招集し、議長を務めています。

そこで、組合は、年金財政の検証が規則において 5 年に一度と定められているからといって、その間、委員長を務める理事が何も判断しなくて良いという話にはならないのではなかろうかと、理事会を質しました。

これに対して、理事会は、次のとおり応答しました。

もっともである。結果的に5年間、何もそういうことはなかった。

若手に生じる負担増をどう考える？

組合は、今後40年間もの長きにわたり、中央大学を支える若手職員にも思いを馳せてほしいと、次のように情感を込めて訴えました。

物価上昇が著しく、民間では初任給30万円、同規模他私立大学においても20万円を超えているという時代にありながら、本学専任職員の初任給は20万円に満たず、1人暮らしをしていればなおのこと、暮らしに余裕はない。こうした現状も踏まえて、幾らかでも負担割合を軽減していただけないか、と。

これに対して、理事会は、次のように答えました。

給与体系の問題、課題として理解している。ゆえに、年金負担が厳しいという事情もよく分かる。負担増がない方が良いに決まっている。

組合からの意見を聞いていると、3年後に維持しないという選択肢、抜本的な見直しも必要であろうか。強制加入である独自年金が時代にそぐわなくなっているのであろう。

それでも既に給付を受けられている方もいる。現状の掛金を据え置いて、年金の期間を短くする、年金給付額を下げるという選択肢がなかった訳ではないが、急にそこをやるべきではないということで、今回、給付期間や給付額は変更しないという提案に行き着いた。まずはこのまま3年延命するということを御理解いただきたい。

理事会のこうした発言には、確定拠出型の企業年金が増えているという背景事情があります。

教職員掛金負担の激変緩和を求む

組合が試算したところでは、この度、追加的に負担が求められている教職員掛金の全額を法人側に負っていただくとする、約4,000万円の追加原資が求められます。組合は、次の見直しが予定されている3年後まで、上げざるを得ない掛金の全額を法人側で負担していただけないかと、尋ねました。

すると、理事会は、次のように応答しました。

団体交渉ゆえ、3年間限定という御要望は、御要望として承るが、法人負担を増やすという考えはない。

この発言は、この団交が不誠実な団交だということを意味します。なぜなら、最初から何も検討しない

と言っているに等しいからです。

組合からの指摘を受け、理事会も正当な要求はお受けする、検討する、次回收束できるようにしたいと、回答しました。

全ての組合からの発言ののち、組合は、論点整理のため30分間の整理休憩を挟み、再開した団交で、次のとおり理事会に検討を求めました。

昨今の急激な物価の上昇、決して高くない若手の給与水準等に鑑みると、今回の教職員の掛金負担増提案は、かなりの激変であり、到底、承服できるものではないので、理事会の側において、いくらかでも掛金をより多く持っていただきたい、その検討を次回までをお願いしたい、と。

これに対して、理事会も要求はお受けする、次回までに回答を用意すると、約しました。

次回団交は、3月18日（火）18時から行います。

以上

第2回教職員年金団交の記録

日 時 2025年3月4日 18時～20時5分
場 所 Webex（法人側ホスト）

理事会側

出席者 松本 雄一郎 常任理事

事務局 人事部

米川部長、柘植副部長、中西人事課長、
鈴木人事企画・労務担当課長、八戸人事
企画・労務担当課長

以上